

令和4年12月1日  
インターネット・ホットラインセンター  
ホットライン運用ガイドライン検討協議会  
事務局：シエンプレ株式会社

## ホットライン運用ガイドライン検討協議会における検討経過と改訂案の概要

### 1 検討の経過

ホットライン運用ガイドライン検討協議会では、令和4年7月、銃器様の物により元内閣総理大臣が銃撃を受け殺害されるという重大事案が発生したことに伴い、インターネットを通じて銃砲等の設計図、製造方法等に関する情報を容易に入手できる現代社会の特性を踏まえ、インターネット上の違法・有害情報の流通防止を図り、その対策を強化するため、ホットライン運用ガイドラインの改訂について検討した。

具体的には、表現の自由に最大限配慮しつつ、インターネット上の公共安全と秩序の維持及び人命保護の観点から、犯罪を誘発するおそれが高く放置することができない情報のうち、特に個人のみならず他者をも巻き込み、その生命・身体に危害を加える危険性又は緊急性が高い違法行為を請負・誘引等とする情報について、下記に掲げる7類型に限定した上で、インターネット・ホットラインセンターにおいて取り扱う情報の範囲に追加することを検討した。

#### (検討状況等)

- 令和4年10月28日 …第1回検討協議会
- 令和4年12月1日～令和4年12月14日 …パブリックコメント
- 令和4年12月下旬 …委員間協議

### 2 改訂の概要（詳細は添付資料を参照）

- (1) 違法情報  
変更なし

- (2) 有害情報

インターネット・ホットラインセンターにおいて取り扱う有害情報の範囲に、

- 個人の生命・身体に危害を加える危険性又は緊急性が高い違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

として、次に掲げる7類型の情報を追加することとした。

#### 【追加する7類型】

- ① 拳銃等の譲渡等
- ② 爆発物・銃砲等の製造
- ③ 殺人等
- ④ 臓器売買
- ⑤ 人身売買
- ⑥ 硫化水素ガスの製造
- ⑦ ストーカー行為等

参考：令和4年度ホットライン運用ガイドライン検討協議会委員名簿

(委員)

穴戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
野口 京子	文化学園大学 名誉教授
野口 尚志	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 行政法律部会 副部長
深町 晋也	立教大学大学院 法務研究科 教授
山口 あゆみ	子供とネットを考える会 代表

(敬称略 50 音順)

(オブザーバー)

警察庁  
総務省

以 上